

2023年2月

安全の手引き

在アルジェリア日本国大使館

～目 次～

I. はじめに	1
II. 防犯・安全の手引き	2
1. 防犯の基本的な心構え	2
2. 一般犯罪の発生状況	2
3. 防犯のための具体的留意事項	3
4. 交通事情と事故対策	6
5. テロ対策	7
6. 誘拐対策	8
7. 査証、出入国審査等	9
8. 滞在時の一般的留意事項	10
9. 風俗、習慣、健康等	12
10. 交通機関事情	13
11. 当国官公庁事情	13
12. 観光産業事情	13
13. 緊急連絡先	14
III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	15
1. 平素の準備と心構え	15
2. 緊急時の行動	16
IV. おわりに	18

別紙

- ・緊急事態に備えてのチェックリスト

I. はじめに

アルジェリアにおいては、1990年代から2000年代初頭にかけての10年の間にイスラム過激派のテロが頻発し、10万人を超える犠牲者が出たといわれています。治安当局は、テロリスト掃討作戦の推進、国境付近やカビリー地方等テロの脅威の高い地域の警備強化等を講じ、その結果、治安は改善傾向を示してきました。

しかしながら、2013年1月、アルジェリア南部のイリジ県イナメナス地区において、武装集団が天然ガスプラント施設及び従業員等居住施設を襲撃し、日本人10人を含む外国人39人、アルジェリア人1人が死亡するテロ事件が発生しました。2014年9月には、東部ティジ・ウズ県の山岳地帯において、ISILに忠誠を誓ったテログループにより、フランス人登山家が誘拐され、その後殺害される事件も発生しています。

政府や治安当局による警備強化、掃討作戦の実施により、テロの発生は減少していますが、テログループにより設置された手製爆弾に市民が巻き込まれる被害も発生しています。さらにテロ情勢以外にも、繁華街等において、盗難、麻薬犯罪、強盗、傷害事件等が発生しており、現下の治安情勢は決して楽観視できるものではありません。また、アルジェリアでは洪水や地震等の自然災害にも備えた心構えと準備が必要です。

この「安全の手引き」はアルジェリアに滞在する上での注意事項をまとめたものです。ご家族や社員の方と共にご一読頂き、安全確保の一助として頂ければ幸いです。なお、アルジェリアにおける行政事務や連絡先等については、最新の情報を入手するよう努めておりますが、当国では事前の広報・連絡もなく手続が変更される場合があります、現状と手引きの記載内容が異なる場合がある点についてあらかじめご容赦の上ご参照願います。

II. 防犯・安全の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

- (1) 自分と家族の安全は自分達で守ることを念頭に置いて行動してください。
できるだけ多くの情報を集め、安全を最優先として行動することが重要です。
- (2) 危機意識を持って行動してください。
予防こそが最善の危機管理です。常に最悪の事態を想定し、準備と対策を講じた上で行動してください。
- (3) 安全のための3原則「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」を守ってください。
平素よりこの3原則を励行してください。
- (4) 住居の安全確保に努めてください。
住宅は生活の基盤であり、安全対策の中でも最優先事項です。防犯上の条件を優先して住居を選択することをお勧めします。

2. 一般犯罪の発生状況

アルジェリア国家警察庁の統計によると、2022年中のアルジェリア全土における刑法犯認知件数は35万442件であり、そのうち25万2,083件が検挙されました。これを人口あたりの刑法犯認知件数に換算すると、アルジェリアにおける刑法犯の発生状況は日本の約1.6倍に相当します。

罪種別の内訳としては、窃盗等の財産犯の認知件数が10万8,103件であり、暴行、傷害等の身体犯の認知件数が8万8,194件、違法薬物使用等の薬物犯の認知件数が9万5,034件等でした。

特に薬物犯については近年増加の一途をたどっており、未成年者を含む若年層にまで違法薬物が浸透していることから大きな社会問題となっています。

なお、アルジェリアの主要治安機関として警察の他に憲兵隊も存在しますが、前記統計値には憲兵隊による一般犯罪の取扱い件数は含まれておりません。その点をも考慮すると、アルジェリア全土における実際の刑法犯発生件数は前記統計値を更に相当数上回るものと推認されます。

また当国では、政治腐敗への民衆の怒りにより、2019年2月から「ヒラク」と呼ばれる大規模な民衆デモ運動が展開されました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響や、選挙で新たに当選した現職大統領の政策が民衆から一定の評価を得たこと等もあり、ヒラクは2020年2月頃に収束しました。

それから現在に至るまで、大規模な民衆デモは行われておらず、その兆候は現在のところ認められません。

3. 防犯のための具体的留意事項

侵入強盗・窃盗に関しては、住居内及び住居外周の警備強化の措置が必要です。塀を高くする、また塀の上に有刺鉄線・忍び返しを設置する、死角になる場所には、センサーライト、監視カメラ及びカメラ付インターホンを設置する、出入口には複数の錠を取り付ける、また、窓には鉄格子を入れる等の措置を十分に行うことをお勧めします。また、昼夜を問わず街中等を移動するときは、現地の状況に詳しい現地スタッフと共に行動する、走行中は、車両のドアは必ず施錠し、カメラ、ハンドバッグ、貴金属類は車両内に放置しない等の犯罪予防に努めることが必要です。

テロ事件等の不測の事態に巻き込まれないよう、列車、バス等の公共交通機関や市場、競技場等の不特定多数の人が集まる場所、テロの標的となっている治安機関や政府関係施設へは不用意に近寄らないよう心掛けることが大切です。

また、一部のイスラム教徒は、アルコール飲料に対する強い嫌悪感を有しています。地方都市で酒類を供する飲食店が襲撃される事件も発生している他、2020年2月には首都アルジェにおいて、アルコール飲料を飲んでいたアルジェリア人の若者が殺害される事件も発生していることから、地方都市、首都部に限らずアルコール飲料を提供する飲食店、酒類販売店に出入りする際には十分注意して下さい。

主要都市部では、若者の政治や社会不満による抗議行動が発生、治安部隊との衝突に発展し、負傷者・逮捕者が出る事件も発生しています。また、サッカー競技場周辺等の一部地域では、試合内容に不満を持ち暴徒化したサポーターが銀行や商店、通行車両等を襲撃する事件も発生しています。現地では可能な限り治安情報を収集し、危険な状況に巻き込まれる前に避難する等安全対策を講じることをお勧めします。

(1) 住居の選択

住居を選択するにあたっては、前もって近隣にいかなる人物が住んでいるか確認するとともに、防犯上の不備・弱点がある場合は、鉄条網等の障害物の設置や侵入警報装置の設置の有無を確認する必要があります。また、ガードマンの雇用、立地条件（大通りに面していないか、テロの標的となる政府関係施設や治安機関が付近にないか）や建物の構造（塀から建物までは十分な距離があるか）を検討してください。

以下の項目についても参考にして住宅を選択してください。

ア 独立家屋

○外塀

外壁が住居敷地全周に高く張りめぐらされており、容易に侵入できないものになっている。

○門扉

- ・施錠でき、容易に侵入されない構造になっている。
- ・来訪者の確認手段がある（管理人又はガードマンが配置されている、インターホン、テレビ監視装置、ドアスコープ等が設置されている）。

○照明

外塀の内周、門扉、庭、玄関等の要所に照明設備が設置されている。

○玄関

- ・扉及び扉の枠は頑丈なものである。
- ・複数の錠前やドアチェーンが取り付けられている。
- ・来訪者の確認手段がある（インターホン、テレビ監視装置、ドアスコープ等）。

○建物

窓には頑丈な鉄格子が設置されている。又は確実に施錠できる。

イ 集合住宅

「ア独立家屋」に加え、下記の事項を参考にしてください。

○隣接する部屋の窓やテラスを通じて侵入されないよう侵入防止措置が講じられている。

○非常階段が設置されている。

○共有の場所は整備されており、賊が潜むような場所はない。

(2) 住居の警戒

ア 来訪者には注意を払い、不用意に門扉や玄関を開けることは避けてください。

イ 平素から外部の動きに注意を払う必要があります。特に、不審車両や不審者は犯罪にかかわる下見をしている可能性もあります。怪しいと判断される場合には、警察に通報し対応してもらうことを検討する必要があります。

ウ また、自分だけではなく家人等にも危機意識を持ってもらうことも大切です。

(3) 外出

以下は一般的な犯罪であるスリや置き引き、窃盗、強盗、傷害、暴行、車上ねらい等に遭わないための留意点です。

- ア 貴重品や大金はできるだけ持ち歩かないようにすることが大切です。
また、自分の荷物は不用意に手から離さず、大きな荷物の場合で足下等に置く場合でも、決して目を離さないよう注意してください。
- イ できるだけ複数で行動するよう心掛けるとともに、人通りの少ない場所、夜間の単独行動は避けてください。
- ウ 見知らぬ人が声をかけてきた場合は、無用なトラブルを避けるため会話をせず、できるだけ速やかに立ち去るようにしてください。
- エ 車を離れる場合、それが短時間であっても、窓や鍵は必ず閉め、また現金や荷物を放置することは避けてください。
- オ できるだけ目立つ服装は避けるよう心掛けてください。また、携行品も最小限度にすることをお勧めします。

カ 犯罪被害危険地域

首都アルジェで世界遺産にも指定されているカスバ地区では、過去にスリ・ひったくり等の窃盗犯や麻薬犯罪及び殺人、路上強盗が発生しています。単独行動は危険ですので、警察にエスコート（事前に観光協会等を通じカスバ警察に依頼）を依頼する他、現地を熟知する地元の人等と行動を共にするよう心掛けてください。なお、夜間の行動は避けてください。

アルジェ県東部地域（特にヒュッサン・デイ、バラキ、エル・ハラッシュ、バブ・エズアール等）の庶民街は、過去に爆弾テロ未遂事件が発生したほか、一般犯罪が発生しておりますので、不必要な立ち入りは控えるよう注意が必要です。

(ク) 被害にあった際の対応

路上強盗等の場合、犯人の多くは凶器を所持しているため、絶対に犯人には抵抗しないでください。直ぐに近くにいる人に助けを求め、警察（17番、1548番）に通報するとともに、会社等に連絡し所轄警察に届け出てください。

(4) 生活

以下の点に注意してください。

(ア) 近隣者

近隣者が信頼できる人物であるか慎重に見極め、信頼出来れば、平素から良好な関係を保持し、いざという時に助け合える関係を作っておく。

(イ) 訪問者

- ・ 先ずは訪問者の身元を確認する。
- ・ 工事人等を敷地内に入れる際にも、可能な限り大家と確認し、常に人員を把握し、不審な行動をしていないか注意を払う。

(ウ) 使用人

- ・使用人は信頼できる人から紹介してもらうことが望ましい。
- ・身元の確認は確実にいき、身分証の写しを保管しておく。
- ・警備上の心得を教育し、防犯意識を向上させる。
- ・使用人の知人であっても、許可なく敷地内に入れないよう指導する。

(エ) 家族

- ・平素から各人に注意を促し、危機意識を持たせるよう努める。
- ・家族の行動パターン、旅行計画等は他人に話さないようにする。

(オ) 電話

- ・間違い電話に対して、相手から電話番号を聞かれても教えない。
- ・家族全員や社員が直ちに連絡を取り合えるようにしておく。

(カ) 郵便物

- ・差出人に身に覚えがない場合は受領しないか、差出人に連絡をする等して確認した上で受領する。
- ・その他の不審な郵便物については不必要に動かさず、速やかに警察に速報し対応を依頼する。

(キ) 鍵

鍵の紛失には十分注意する（万一、紛失した場合は錠前の交換を検討する。）。また、錠前の取り付けやスペアキーの作成は、信頼できる業者に委託する。

(ク) 長期旅行

- ・戸締まりやガスの元栓締めは確実に行う。
- ・信頼できる人がいれば時々敷地内を点検してもらう（照明器具や駐車場）。可能であれば定期的に電気をつけてもらったり、カーテンを開けてもらう。

4. 交通事情と事故対策

アルジェ市街地では時間帯によっては相当の交通量があり、渋滞が頻繁に生じています。起伏の多い街であるため、道路が細く、坂道や、曲路が多く、雨天時に浸水する箇所もあります。加えて交差点にはほとんど信号機が設置されていません。また、強引な割り込み、一方通行での逆走、方向指示表示なしの急な車線変更、夜間の無灯火、スピードの出し過ぎ等運転マナーが悪く、法規も必ずしも守られていないことから交通事故は年々増加しています。

アルジェリアにおける交通事故による死者数は、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため取られた封鎖措置（県境移動禁止）の影響か、2,844人でしたが、2021年は3,061人、2022年は3,409

人と3千人超えを推移しています。

車を運転する場合には、日本で運転する時よりも周囲に注意を払って安全運転に努めるとともに、もらい事故にも十分注意してください（飲酒運転・スピードの出し過ぎの厳禁、シートベルトの着用等）。なお、実際に車を運転する日本人は、少数です。多くは、ドライバーを雇う、又は借り上げ車を利用しています。車両渋滞時の道路の横断の際には、車両の間から二輪車が接近してくることも注意して下さい。

5. テロ対策

(1) 2013年1月にイナメナスで発生した天然ガス精製プラント襲撃事件以来、アルジェリア政府は石油・天然ガス精製プラントへの国軍による警備を強化し、国境地帯におけるテロ掃討作戦を継続的に行うとともに、テロリスト支援者の検挙を推進してきました。その成果は近年、テロ事件発生件数の劇的な減少として現れています。

アルジェリア全土におけるテロ事件発生件数は、報道に基づく集計によると、イナメナス事件発生翌年の2014年が45件であったところ、近年では、2020年が3件、2021年が5件、2022年が1件となっています。2022年に発生した1件とは、ハイキング中の市民3名が埋設時期不明の手製地雷により負傷したものでした。

その一方、2022年中だけでも、国軍のテロ掃討作戦によりテロリスト18人が殺害、同18人が逮捕されており、掃討作戦中に国軍兵士6人が死亡しています。同年中のテロリスト支援者の逮捕は344人にも及び、多数の武器が押収されており、テロリストまたはその支援者が逮捕されたために未然防止されたテロのあったことも判明しています。2023年1月には、シリアでのテロ活動歴のあるアルジェリア人が逮捕され、同人がアルジェリア国内で新しいテログループの設立を画策し、南部の石油施設への攻撃、首都における著名人の暗殺等について謀議していたことが明らかとなっており、当国におけるテロの潜在的脅威は決して解消されたわけではありません。

(2) テロ対策

ア 日頃から新聞、テレビのテロ関連情報に注意し、最新の情報を把握しておく。

イ 列車、バス等のターミナルや市場等不特定多数の者が集まる場所には可能な限り近付かない。

ウ 不必要に検問や警察官、警察署、政府関係施設に近付かない。

エ レストラン、ナイトクラブ等外国人が頻繁に訪れる場所には近付かない

ようにする。

オ 預言者ムハンマド生誕記念日、独立記念日等の祝祭日や特別な行事が開催される時は、可能な限り外出は控える。

カ 単独行動や夜間の外出は控え、やむを得ず外出する際にはエスコートや地理に精通した者を同行させる。

キ 車両での移動は、待ち伏せ、偽装検問等があることを念頭に置き、周囲に警戒する。また、幹線道路から外れた道は通行しないようにし、行動をパターン化しない等の対策を講じる。

ク 山間部は、テログループによるテロや治安当局によるテロリスト掃討作戦に巻き込まれるおそれがあるので、近付かないようにする。

ケ 自宅や事務所等の窓ガラスに、飛散防止フィルムを設置することを検討する。屋外で爆弾テロに遭遇した場合は、可能な限り窓ガラスから離れると共に、ガラス片の飛散による負傷を回避するため、身を隠せるような障害物に一旦退避する。そのような対応が間に合わないような場合には、現場からできるだけ離れるようにする。テロの手法として、一回目の爆破の後、負傷者の救援等のため人員が爆破現場に集まったところで、二回目の爆破を行い被害を拡大させる場合があり、爆破があった場合には、速やかに現場から離れる必要がある。

コ 付近で銃声が聞こえた場合は、直ちに地面に伏せ、周囲の状況を確認した上で、遮蔽物があれば低姿勢で移動し身を隠す。

サ 爆弾テロの現場に遭遇した場合は、現場に向かう治安部隊を狙った新たな爆弾テロが発生する場合があるので、治安関係者の位置、動きに注意するとともに、速やかに現場から離れる。

6. 誘拐対策

誘拐については、当国では外国人が犠牲となる誘拐事件は2014年9月以来発生しておりません。2014年9月発生 of 同事件では、過激派武装組織に誘拐された外国人1名が惨殺されました。

他方、当国人が犠牲となる誘拐事件は毎年数件発生しており、報道に基づく集計によると、2022年中には3件の誘拐事件が発生し、その目的は身代金や性的動機等でした。当国では物価の上昇が続いているところ、一般に裕福と見なされている外国人に対し、身代金目的の誘拐が敢行されることが懸念されます。以上のような状況を十分に認識し、テロ・誘拐に巻き込まれることがないように、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

7. 査証、出入国審査等

(1) 査証（ビザ）

アルジェリアへの渡航に際しては査証取得が義務づけられています。駐日アルジェリア大使館等で、渡航目的に応じ観光、短期商用、長期滞在（業務目的）査証を取得する必要があります。業務目的で長期滞在を予定する場合は、アルジェリア入国後、滞在許可や就労許可（就労する場合）を取得することが義務づけられています。

なお、1年間有効の数次短期商用査証を取得した場合、有効期間1年の内、アルジェリアに連続して滞在出来るのは最長90日であり、また、実際の累積滞在日数は年間180日を超えてはならないとされています。

また、6か月間有効の短期商用査証を取得した場合には、連続して滞在出来る期間は同じく最長90日ですが、有効期間6か月の間に滞在可能な日数は90日となります。90日以上連続して滞在する場合には、別途「滞在許可」、「就労許可」等の許可を取得する必要があるとされています。

また、南アルジェリアを訪問する旅行者にのみ、事前取得する入国査証に替わり、特例暫定のアライバルビザによるアルジェリアへの入国が簡素化されています。

詳細については、渡航、滞在前に駐日アルジェリア大使館等に確認してください。

(2) 出入国審査

出入国審査は通常、旅券、査証及び出入国カード（出国は薄茶色、入国は白）を係官に提出して行います。なお、国内線による国内移動の場合でも、パスポートコントロールで旅券の提示と出入国カードの提出が求められます。

(3) 外貨申告

外貨の持ち込みに制限はありませんが、5,000ユーロ相当以上の外貨を持ち込む場合は、申告する制度があります。申告用紙の金額記入欄にアルジェリアに持ち込む外貨金額（紙幣のみ）を記入し、入国時に税関へ申告用紙を提出すると、その控えにスタンプが押されたものが手交されます。この申告書の控えは出国時の外貨持出しの際に必要です。同控えの金額を超える外貨を持ち出すことは出来ず、かつ、同控えがなければ一切の外貨を持ち出すことができないので、大切に保管してください。また、外貨持出しの際には、消費した外貨分のアルジェリア・ディナール貨への換金証明の提示も求められることがありますので、当該換金時の受領書も大切に保存してください。出国時の外貨所持検査は、厳格に行われており、5,000ユーロ相当以上の外貨を持ち出す場

合にも申告義務があります。ただし、7,500ユーロ相当以上の外貨を持ち出すことは禁止されています。

上記に違反したとして、現金を没収されたり、罰金支払いを命じられる事案が発生していますので注意してください。

(4) 通関

(ア) タバコ200本(葉巻50本)以下、ワイン2リットル以下、ウイスキー1リットル以下、香水50グラム以下、化粧水(オードトワレ)0.25リットル以下、カメラ、ビデオ・カメラ(大型のものに関しては、出発前にお近くのアルジェリア大使館に照会して下さい)、ラジオ、パソコン及び身に付けている装身具については、申告の必要はありません。持ち込み禁止品としては、銃器、爆発物、双眼鏡(軍用等)、ポルノ雑誌・製品及びイスラム教を誹謗中傷する表現物などです。豚肉の持ち込みについては、個人消費のための分量であれば禁止・課税されません。入国検査は厳しく、スーツケースを開けて内容物を示すことが求められる場合もあります。

(イ) 商用目的で物品を持ち込む場合には、課税されます。また、商用目的ではない場合であっても価格が5万ディナール(1ディナール=約1円)を超える新品の物品、同様に中古品であっても価格が10万ディナールを超える物品については課税されるとされていますが、価格の算定方法が不明で実際に課税されるケースは多くないようです。

(ウ) 高額品を持ち込み持ち出す場合には、入国時に申告する必要があります。

(エ) 持ち出し禁止品の主な物品としては、10,000ディナールを超える当国通貨、150グラムを超える金、文化的遺産があります。商用で物品を持ち出す場合には、許可が必要であり課税の対象となります。商用目的でない場合であっても旅行者が特定の物品及び一定以上の多量の物品を持ち出す場合には、許可が必要となり課税が発生する場合がありますが、実際の事例がなく、税関の扱いは不明です。

8. 滞在時の一般的留意事項

(1) 在留届

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在アルジェリア日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する(一時的な旅行を除く)際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム(オンライン在留届、

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在アルジェリア日本国大使館まで送付してください。

(2) 滞在許可証

長期滞在者（3か月以上の滞在者）は、滞在先を管轄する警察署へ滞在許可証（CARTE DE RESIDENCE）の申請をする必要があります。滞在許可証の申請には、在アルジェリア日本国大使館発行の在留届出済証明書が必要となりますので、当館に来館の上申請してください。

(3) 「たびレジ」登録

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、アルジェリアで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在アルジェリア日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

(4) 写真撮影の制限

軍関係施設及び警察関係施設の写真撮影は禁止されています。その他の政府関係施設やホテルの写真撮影も禁止されるケースがあります。南部砂漠地帯においては、歴史的価値のある美術品（壁画等）の撮影も禁止されています。また、一部の地域では、女性の写真を撮影することが禁止されています。なお、撮影禁止地区で撮影を行った場合、警察に撮影したカメラやフィルム、または写真を没収されることもありますので十分注意してください。アルジェリア人が記念撮影を行っているような観光地以外での撮影は控えた方が無難です。観光地以外では、警官に撮影を目撃された場合、職務質問されることがあります。

(5) 各種取締り

(ア) 不正輸出入（麻薬等）

麻薬等の薬物問題は、アルジェリアの抱える大きな問題の一つとなっています。そのため、当局は薬物売買や薬物乱用者に対する取締りを強化するとともに、空港や国境等において薬物等の密輸出入に対する対策を推進しています。違反者に対しては厳罰が科されます。他人からの預かり物の

国内持ち込み、国外持ち出しの際には十分注意して下さい。

(イ) 不法就労

労働許可証を得ずに就労する外国人は、不法就労とみなされ国外退去処分になります。

(ウ) 銃器

外国人及び一般市民の銃器所持は禁止されています。

(エ) 不正両替

両替業としての正規許可を得ていない業者による外貨換金（不正両替）は取締りを受けます。そのため、両替証明書及び両替所の発行する領収書は、破棄せず保管しておく必要があります。正規の両替は銀行やホテルで行えます。

(6) 旅券の紛失

当国内での旅券紛失（盗難）の場合は、直ちに最寄りの警察で紛失（盗難）の届け出をし、紛失（盗難）届け受理証明書の発行を受けた後、申請書（来館時に記入）、同証明書、6か月以内に発行された戸籍謄本（又は抄本）及び旅券用写真1枚を持参して当館に旅券の再発給申請してください。警察の受理証明書発行に日数を要することがありますので、紛失することがないように旅券管理を徹底願います。

9. 風俗、習慣、健康等

(1) アルジェリアは国民のほとんどがイスラム教徒です。アラブ・イスラム文化圏の中では比較的西欧の影響が強い国ですが、多くの人はイスラムの戒律を守っています。そうした傾向は、特に地方に行くほど顕著となり、イスラム教を冒瀆するような言動は慎むとともに、女性は露出の高い服装を控える等風俗・習慣を尊重する必要があります。また、ほとんどのアルジェリア人はイスラム教の教えに従いラマダン期間中に断食を行います。このため、ラマダン期間中は官公庁事務が大幅に遅延したり、事実上停止されたり、日中はほとんどのレストランが休業することがあるので注意してください。

(2) アルジェでは、基本的に水道水を飲料とすることが可能ですが、貯蔵タンクや水道管の管理に問題があることもあり、細心の注意を払うのであれば、浄水器を使用した上で飲用することを推奨します。また、国産のミネラルウォーターが数種類販売されています。夏に断水が起こることがあるため、ミネラルウォーターを、生活用水として水道水を空きペットボトルなどに備蓄しておくことを推奨します。

(3) アルジェリア国内の衛生・医療情報

「 世 界 の 医 療 事 情 」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/algeria.html>) において、アルジェリア国内の衛生・医療情報等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、厚生労働省検疫所ホームページ(<https://www.forth.go.jp/>) を参考にしてください。

新型コロナウイルスに関する感染症危険情報が発出されていますので、海外安全ホームページ等を通じて動向を注視してください。

- (4) アルジェリアの雨期は10月から3月で、ゲリラ豪雨、洪水、地滑りが発生することがあります。4月から9月の乾期はあまり雨が降らず、逆に深刻な水不足に陥ることがあります。アルジェリアにおいては、洪水、地滑りに加え、地震等の災害も発生しています。2001年11月、アルジェリア北部で発生した集中豪雨により、アルジェ県バブ・エル・ウエッド地区、ブザレア地区及びティパサ県等において深刻な洪水・地滑り被害が発生し、多くの犠牲者が出ました。2003年5月には、ブーメルデス県テニヤ地区付近で大規模な地震が発生し、2,000人以上が犠牲になっています。その他、2006年3月ベジャイア県東部の地震で死者4人、負傷者68人が、2010年5月ムシラ県北部の地震ではパニックにより死者6人、負傷者420人が犠牲になっており、2013年10月ジェルファ県・ヘンシュラ県における河川氾濫及び2014年8月アルジェ県地震においては死傷者が出ました。このため、平素から暴動等治安面の対策に加えて洪水・地震他自然災害にも備えた心構えと準備が必要です。

10. 交通機関事情

当国の航空他交通機関は、欠航・大幅な遅延が発生する場合がありますので、余裕を持った旅程を組んでください。

11. 当国官公庁事情

当国の官公庁は、日本と比べ、縦横の連携が悪く物事の処理に長期間を要する場合があること、説明内容が一貫していない、何事につけ十分な説明がなされない、最終的に物事が解決されない場合があることを考慮してください。

12. 観光産業事情

当国の観光産業は、いまだ発展の途上にあり、十分に機能していない場合があ

ります。当国の旅行業者を利用する場合には、実績・評判を調べ信頼のおける業者を利用してください。日本の旅行業者も当地の事情に精通した業者を選択してください。

13. 緊急連絡先

◎警察：TEL 17 または 1548

◎救急：TEL 3016

◎消防：TEL 14

◎在アルジェリア日本国大使館：TEL +213 (0) 23 37 55 11

+213 (0) 23 37 55 33

+213 (0) 23 37 55 44

問い合わせ先

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）2853

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○領事局政策課（感染症関連）（内線）4919

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地大使館連絡先）

○在アルジェリア日本国大使館（金、土は休館、緊急時は連絡可能）

住所：1, Chemin El Bakri, Ben-Aknoun, 16028 Alger (B. P. 80 El Biar),
Algerie

電話：+213 (0) 23 37 55 11

+213 (0) 23 37 55 33

+213 (0) 23 37 55 44

F A X : +213 (0) 23 37 54 97

ホームページ：https://www.dz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

(ア) 在留邦人の方は必ず在留届を提出してください。また、記載事項に変更が生じた場合や帰国等で当地を離れる際にもその旨連絡してください。

(イ) 緊急事態に際しては、当館より在留届を元に連絡を行いますが、連絡が取れない方がいる場合の安否確認等を個別にお願いすることも考えられますので、ご協力をお願いします。

(ウ) 緊急事態はいつ起きるかわかりません。緊急事態に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法につき予め決めておいてください。また、お互いの所在を平素より明確にするようしてください。

(エ) 携帯電話での通話が出来ない場合でもSMS通信や固定電話は利用可能な場合があります

(2) 待避場所

(ア) 一時避難場所の検討

暴動等による争乱に巻き込まれる可能性があるときは、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近付かないように心掛けてください。巻き込まれそうになった場合のとりあえずの避難場所を常日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか、特にどのような事態が発生したらどこに一時避難するかを検討しておいてください（外部との連絡が可能な場所が望ましい。）。

(イ) 緊急時避難先

緊急事態の状況に応じて、当館より避難先への集結をお願いすることがあります。当館が指定する緊急時避難先は以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、同所に至るルートは何通りか想定しておいてください。

在アルジェリア日本国大使館（金、土は休館、緊急時は連絡可能）
住所：1, Chemin El Bakri, Ben-Aknoun, 16028 Alger (B. P. 80 El Biar), Algerie
電話： +213 (0) 23 37 55 11
+213 (0) 23 37 55 33
+213 (0) 23 37 55 44
F A X : +213 (0) 23 37 54 97
U R L : https://www.dz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

その他状況に応じて、日本大使館の他に下記のホテル等を選定する可能性もあります。

・ホテル デュ ヴァル（当館に最も近い）

電話番号：023.37.31.34

・ホテル エル・ビール

電話番号：023.37.32.29

FAX 番号：023.37.32.27

・ホテル エル・オラシー

電話番号：021.74.82.52

FAX 番号：021.72.71.87

（3）携行品及び非常用物資の準備

（ア）旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管してください。

（イ）緊急時には一定期間自宅での待機が必要になることもありますので、非常用食料、医薬品、燃料、現金等を最低限10日分程度準備してください。

（ウ）準備しておくべきチェックリストは、別紙「緊急事態に備えてのチェックリスト」を参照してください。

2. 緊急時の行動

（1）基本的心構え

緊急事態の発生、又は発生するおそれのある場合に、当館は邦人保護に万全を期すため、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、在留届及び「たびレジ」の登録を元に随時通報いたします。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

（2）情報の把握

（ア）当館からの連絡は、電話が利用可能な場合は在留届の連絡先に必要な連絡を行います。

（イ）緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送等による情報収集を各自心掛けてください。北アフリカ向けNHK日本語短波ラジオ放送（NHKワールド・ラジオ日本）の周波数は、フランスから送信されていますが、年2回、春と秋に周波数が変更されますので、最新の周波数表をご参照ください。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/>

(3) 大使館への通報等

- (ア) 他の在留邦人の方や当館が承知しておいた方が良いと思われる情報がありましたら、随時、当館に直接、又は日本人会等を通じて通報してください。その他の在留邦人の方への貴重な情報となります。
- (イ) 自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当館に報告してください。
- (ウ) 緊急事態発生の際には、当館より在留邦人の方々にも種々の助力をお願いすることもありますのでよろしくご協力ください。

(4) 国外待避

- (ア) 事態が悪化し各自、又は会社等の判断により、あるいは当館の勧奨により自発的に帰国、又は第三国へ待避する場合、その旨を必ず大使館へ通報してください（当館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課や避難先の日本大使館等へ通報するようにしてください）。
- (イ) 「退避を勧告します」が発出された場合には、一般商業便が運行していれば、それを利用して早急に一刻も早く国外へ待避してください。一般商業便の運行が停止した場合や座席の確保が著しく困難となった場合等には、チャーター便や陸路、海路を利用して待避することが必要となりますので、その場合は当館から情報提供いたします。
- (ウ) 事態が急速に切迫し、当館より待避又は避難のための集結をお願いした場合には、指定する緊急時避難先に集結してください。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、できるだけ上記1.(3)の物品を持参してください。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にしてください。

IV. おわりに

アルジェリア滞在中は本書「安全の手引き」をご参照の上、常日頃より安全対策に万全を期すようにし、最新の情報入手に努めてください。また、犯罪や不慮の事故に巻き込まれた場合には、速やかに当館にご連絡ください。緊急事態に際しては、皆様のご協力が必要となる場合もありますので、常日頃より当館との連絡を密にしてください。また、安全対策について質問等がございましたらお気軽に当館迄ご相談ください。

(了)

別紙

緊急事態に備えてのチェックリスト

1. 旅券等

旅券については常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい（6ヶ月以下の場合には当館にご相談下さい）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいて下さい。下段に血液型（Blood Type）「何型」と記入しておいて下さい。なお、当国における滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。出国許可は常に有効なものとしておくことが必要です。

2. 現金、貴金属、貯金通帳、有価証券、クレジットカード

これらのものは旅券同様にすぐ持ち出せるよう保管しておいて下さい。現金は家族全員が10日程度生活できる程度の外貨及び当座の必要のための現地通貨を最低限予め用意しておくことをお勧めします。

3. 自動車の整備等

- (1) 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けて下さい。
- (2) 燃料は、常時十分に入れておくようにして下さい。
- (3) 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えておいて下さい。
- (4) 自動車を持っていない人は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいて下さい。

4. 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記1～3に加え、次の携行品を備えておいて、すぐに持ち出せるようにしておいて下さい。

- (1) 衣類・着替え（長袖、長ズボンが賢明。行動に便利で、人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。）
- (2) 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- (3) 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- (4) 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日程度生活できる量を準備しておいて下さい。自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、ミネラルウォーターを入れた水筒（大型が望ましい）を携行するようにして下さい。

(5) 医薬品等(家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏等)、マスク・手指消毒用アルコール

(6) ラジオ(電池の予備も忘れないようにして下さい)

(7) その他

懐中電灯、必要となる予備のバッテリー、ライター、蠟燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾等

以上